

件名

保険業法施行規則第五十九条の二第一項第五号二等の規定に基づき保険業法第三百三十条各号に掲げる額に係る細目その他の保険会社の保険金等の支払能力の充実の状況を理解する上で参考となるべき事項等について金融庁長官が別に定める件の一部を改正する件

○金融庁告示第 号

保険業法施行規則（平成八年大蔵省令第五号）の規定に基づき、保険業法施行規則第五十九条の二第一項第五号二等の規定に基づき保険業法第三百十条各号に掲げる額に係る細目その他の保険会社の保険金等の支払能力の充実の状況を理解する上で参考となるべき事項等について金融庁長官が別に定める件（令和七年金融庁告示第七十五号）の一部を次のように改正する。

令和八年 月 日

金融庁長官 伊藤 豊

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定を加える。

改正後

(別紙様式第二号)

[表略]

(記載上の注意)

この様式において使用する用語は、特段の定めがない限り、ソルベンシー・マージン比率告示において使用する用語の例によるものとする。

[1～7 略]

8 特例企業会計基準等適用法人等における取扱い

本様式中に示す項目にかかわらず、特例企業会計基準等適用法人等にあつては、採用する企業会計の基準を明記した上で、その採用する企業会計の基準に従って作成した連結貸借対照表に類するものの項目を用いて、本様式を作成することができる。

(別紙様式第四号)

(単位：百万円)

経済価値ベースのバランスシート（単体ベース）		
科目	イ	[略]
	財務会計ベースの額	
資産の部		
総資産		

改正前

(別紙様式第二号)

[同左]

(記載上の注意)

この様式において使用する用語は、特段の定めがない限り、ソルベンシー・マージン比率告示において使用する用語の例によるものとする。

[1～7 同左]

[加える。]

(別紙様式第四号)

(単位：百万円)

経済価値ベースのバランスシート（単体ベース）		
科目	イ	[同左]
	財務会計ベースの額	
資産の部		
総資産		

[略]	
有形固定資産	
[略]	
<u>使用権資産</u>	
[略]	
無形固定資産	
[略]	
<u>使用権資産</u>	
[略]	
[略]	
負債の部	
総負債	
<u>保険負債（保険契約準備金）</u>	
[略]	
<u>非保険負債</u>	
[略]	
純資産の部	
[略]	

(記載上の注意)

[略]

(別紙様式第四号の二)

[同左]	
有形固定資産	
[同左]	
<u>リース資産</u>	
[同左]	
無形固定資産	
[同左]	
<u>リース資産</u>	
[同左]	
[同左]	
負債の部	
総負債	
<u>保険負債（保険契約準備金）合計</u>	
[同左]	
<u>非保険負債合計</u>	
[同左]	
純資産の部	
[同左]	

(記載上の注意)

[同左]

(別紙様式第四号の二)

(単位：百万円)

経済価値ベースのバランスシート（単体ベース・子会社株式に係る特例手法適用）		
科目	イ	[略]
	子会社株式に係る特例手法適用前の額	
	財務会計ベースの額	
資産の部		
総資産		
[略]		
有形固定資産		
[略]		
<u>使用権資産</u>		
[略]		
無形固定資産		
[略]		
<u>使用権資産</u>		
[略]		
[略]		
負債の部		
[略]		

(記載上の注意)

[略]

(単位：百万円)

経済価値ベースのバランスシート（単体ベース・子会社株式に係る特例手法適用）		
科目	イ	[同左]
	子会社株式に係る特例手法適用前の額	
	財務会計ベースの額	
資産の部		
総資産		
[同左]		
有形固定資産		
[同左]		
<u>リース資産</u>		
[同左]		
無形固定資産		
[同左]		
<u>リース資産</u>		
[同左]		
[同左]		
負債の部		
[同左]		

(記載上の注意)

[同左]

(別紙様式第四号の三)

(単位：百万円)

経済価値ベースのバランスシート（連結ベース）		
科目	イ	[略]
	財務会計ベースの額	
資産の部		
総資産		
[略]		
有形固定資産		
[略]		
<u>使用権資産</u>		
[略]		
無形固定資産		
[略]		
<u>使用権資産</u>		
[略]		
[略]		
負債の部		
総負債		
[略]		

(記載上の注意)

[略]

(別紙様式第四号の三)

(単位：百万円)

経済価値ベースのバランスシート（連結ベース）		
科目	イ	[同左]
	財務会計ベースの額	
資産の部		
総資産		
[同左]		
有形固定資産		
[同左]		
<u>リース資産</u>		
[同左]		
無形固定資産		
[同左]		
<u>リース資産</u>		
[同左]		
[同左]		
負債の部		
総負債		
[同左]		

(記載上の注意)

[同左]

(別紙様式第四号の四)

(単位：百万円)

経済価値ベースのバランスシート（連結ベース・控除合算手法適用）		
科目	イ	[略]
	財務会計ベースの額	
資産の部		
総資産		
[略]		
有形固定資産		
[略]		
<u>使用権資産</u>		
[略]		
無形固定資産		
[略]		
<u>使用権資産</u>		
[略]		
[略]		
負債の部		
総負債		
[略]		

(記載上の注意)

(別紙様式第四号の四)

(単位：百万円)

経済価値ベースのバランスシート（連結ベース・控除合算手法適用）		
科目	イ	[同左]
	財務会計ベースの額	
資産の部		
総資産		
[同左]		
有形固定資産		
[同左]		
<u>リース資産</u>		
[同左]		
無形固定資産		
[同左]		
<u>リース資産</u>		
[同左]		
[同左]		
負債の部		
総負債		
[同左]		

(記載上の注意)

[略]

(別紙様式第五号)

[表略]

(記載上の注意)

この様式において使用する用語は、特段の定めがない限り、ソルベンシー・マージン比率告示において使用する用語の例によるものとする。

- 1 各項について、イ欄の「財務会計ベースの額」には貸借対照表計上額、ロ欄の「組替えの額」には、組替え（この様式において、ソルベンシー・マージン比率告示第九条に規定するところにより組替えを行うことをいう。）による当該項の額の増減額、ハ欄の「評価替えの額」には、評価替え（この様式において、ソルベンシー・マージン比率告示第十条に規定するところにより評価替えを行うことをいう。）による当該項の額の増減額並びにニ欄の「経済価値ベースの額」には、経済価値評価の額としてイ欄、ロ欄及びハ欄の額の合計額を記載すること。
- 2 各項について、特別勘定等に属するものの額を除いた額を記載すること。また、本様式に記載した額は特別勘定等に属するものの額を含まない旨を注記すること。

(別紙様式第七号)

(単位：％、百万円)

[同左]

(別紙様式第五号)

[同左]

(記載上の注意)

この様式において使用する用語は、特段の定めがない限り、ソルベンシー・マージン比率告示において使用する用語の例によるものとする。

- 1 各科目について、イ欄の「財務会計ベースの額」には貸借対照表計上額、ロ欄の「組替えの額」には、組替え（この様式において、ソルベンシー・マージン比率告示第九条に規定するところにより組替えを行うことをいう。）による当該項の額の増減額、ハ欄の「評価替えの額」には、評価替え（この様式において、ソルベンシー・マージン比率告示第十条に規定するところにより評価替えを行うことをいう。）による当該項の額の増減額並びにニ欄の「経済価値ベースの額」には、経済価値評価の額としてイ欄、ロ欄及びハ欄の額の合計額を記載すること。
- 2 各科目について、特別勘定等に属するものの額を除いた額を記載すること。また、本様式に記載した額は特別勘定等に属するものの額を含まない旨を注記すること。

(別紙様式第七号)

(単位：％、百万円)

感応度分析
-------

[表略]
------

(記載上の注意)

この様式において使用する用語は、特段の定めがない限り、ソルベンシー・マージン比率告示において使用する用語の例によるものとする。

1 [略]

2 ロ欄の「円金利50ベース・ポイント上昇」には、現在推計の額の計算に用いるイールド・カーブの第一区分において、基準日における日本円の市場金利が50ベース・ポイントの幅で上方に平行・シフトしたものと仮定して計算したソルベンシー・マージン比率、適格資本の額（適格資本の額の参考事項として掲記している経済価値ベースのバランスシートにおける総資産、保険負債の額（MOCEを除く）、現在推計を超えるマージン（MOCE）の額、非保険負債の額及び純資産の額を含む。以下、この様式において同じ。）及び所要資本の額（所要資本の額の内訳として掲記している生命保険リスクの額（ソルベンシー・マージン比率告示第四十五条第一項第一号イ(1)に掲げる生命保険リスクの額をいう。以下この様式において同じ。）及び市場リスクの額（ソルベンシー・マージン比率告示第四十五条第一項第一号イ(4)に掲げる市場リスクの額をいう。以下この様式において同じ。）を含む。以下、この様式において同じ。）と、イ欄に記載したソルベンシー・マージン比率、適格資

感応度分析
-------

[同左]
------

(記載上の注意)

この様式において使用する用語は、特段の定めがない限り、ソルベンシー・マージン比率告示において使用する用語の例によるものとする。

1 [同左]

2 ロ欄の「円金利50ベース・ポイント上昇」には、現在推計の額の計算に用いるイールド・カーブの第一区分において、基準日における日本円の市場金利が50ベース・ポイントの幅で上方に平行・シフトしたものと仮定して計算したソルベンシー・マージン比率、適格資本の額（適格資本の額の参考事項として掲記している経済価値バランスシートにおける総資産、保険負債の額（MOCEを除く）、現在推計を超えるマージン（MOCE）の額、非保険負債の額及び純資産の額を含む。以下、この様式において同じ。）及び所要資本の額（所要資本の額の内訳として掲記している生命保険リスクの額（ソルベンシー・マージン比率告示第四十五条第一項第一号イ(1)に掲げる生命保険リスクの額をいう。以下この様式において同じ。）及び市場リスクの額（ソルベンシー・マージン比率告示第四十五条第一項第一号イ(4)に掲げる市場リスクの額をいう。以下この様式において同じ。）を含む。以下、この様式において同じ。）と、イ欄に記載したソルベンシー・マージン比率、適格資本の額及

本の額及び所要資本の額の差額をそれぞれ記載すること。この場合において、ロ欄に記載する額の計算に当たって、経済価値ベースの保険負債の額及び再保険回収額については、前段の仮定に基づき算出するイールド・カーブを用いて、経済価値ベースの保険負債の額及び再保険回収額以外の金利の変動に対して感応的な資産の額及び負債の額については、当該イールド・カーブと整合的な方法に基づくイールド・カーブを用いて計算すること。

[3～6 略]

7 ト欄の「株式・不動産10%下落」には、基準日における株価及び不動産（この様式において、借地権を含む。）価格が10パーセント下落したものと仮定して計算したソルベンシー・マージン比率、適格資本の額及び所要資本の額と、イ欄に記載したソルベンシー・マージン比率、適格資本の額及び所要資本の額の差額をそれぞれ記載すること。この場合において、株式リスク及び不動産リスクの計算の対象となるエクスポージャーにあっては、株式及び不動産以外のものについても、当該株価及び不動産価格の下落による影響を考慮すること。

8 [略]

9 ロ欄からチ欄までに掲げる各シナリオについて、当該シナリオを適用して計算したソルベンシー・マージン比率と、イ欄に記載したソルベンシー・マージン比率の差の絶対値が1パーセント未満である場合には、その旨を注記した上で、当該シナリ

び所要資本の額の差額をそれぞれ記載すること。この場合において、ロ欄に記載する額の計算に当たって、経済価値ベースの保険負債の額及び再保険回収額については、前段の仮定に基づき算出するイールド・カーブを用いて、経済価値ベースの保険負債の額及び再保険回収額以外の金利の変動に対して感応的な資産の額及び負債の額については、当該イールド・カーブと整合的な方法に基づくイールド・カーブを用いて計算すること。

[3～6 同左]

7 ト欄の「株式・不動産10%下落」には、基準日における株価及び不動産（この様式において、借地権を含む。）価格が10パーセント下落したものと仮定して計算したソルベンシー・マージン比率、適格資本の額及び所要資本の額と、イ欄に記載したソルベンシー・マージン比率、適格資本の額及び所要資本の差額をそれぞれ記載すること。この場合において、株式リスク及び不動産リスクの計算の対象となるエクスポージャーにあっては、株式及び不動産以外のものについても、当該株価及び不動産価格の下落による影響を考慮すること。

8 [同左]

9 ロ欄からチ欄までに掲げる各シナリオについて、当該シナリオを適用して計算したソルベンシー・マージン比率と、イ欄に記載したソルベンシー・マージン比率の差の絶対値が1パーセント未満である場合には、その旨を注記した上で、当該シナリ

オの欄の記載を省略することができる。この場合において、ロ欄からチ欄までの全ての欄の記載を省略するときには、イ欄の記載を省略することができる。なお、損害保険会社、損害保険会社及びその子会社等、外国損害保険会社等、特定損害保険業免許を受けた免許特定法人並びに損害保険業を主たる事業とする保険持株会社及びその子会社等にあつては、生命保険リスクの額に重要性が乏しい場合には、「生命保険リスクの額」の項の記載を省略することができる。

- 10 連結ベースの計算結果の開示に当たって、連結ベースの計算に控除合算手法を用いている場合には、各項について、ロ欄からチ欄までに掲げる各シナリオを原則手法適用会社及び控除合算手法適用子会社に適用した場合の額を記載すること。また、各シナリオの適用に当たり、ソルベンシー・マージン比率告示第八十二条の規定に基づき、控除合算手法に係る調整係数に変更が生じる場合には、当該調整係数の変更を考慮すること。この場合において、適格資本の額の参考事項として掲記している経済価値ベースのバランスシートにおける総資産、保険負債の額（MOCEを除く）、現在推計を超えるマージン（MOCE）の額、非保険負債の額及び純資産の額並びに所要資本の額の内訳として掲記している生命保険リスクの額及び市場リスクの額については、原則手法適用会社について計算した額を記載することとし、「純資産の額」の項と「所要資本の額」の項の間に「控除合算手法適用子会社の適格資本への寄与分の額」の項を

オの欄の記載を省略することができる。この場合において、ロ欄からチ欄までの全ての欄の記載を省略するときには、イ欄の記載を省略することができる。なお、損害保険会社、損害保険会社及びその子会社等、外国損害保険会社等、特定損害保険業免許を受けた免許特定法人並びに損害保険業を主たる事業とする保険持株会社及びその子会社等にあつては、生命保険リスクの額に重要性が乏しい場合には、「生命保険リスクの額」の項の記載を省略することができる

- 10 連結ベースの計算結果の開示に当たって、連結ベースの計算に控除合算手法を用いている場合には、各項について、ロ欄からチ欄までに掲げる各シナリオを原則手法適用会社及び控除合算手法適用子会社に適用した場合の額を記載すること。また、各シナリオの適用に当たり、ソルベンシー・マージン比率告示第八十二条の規定に基づき、控除合算手法に係る調整係数に変更が生じる場合には、当該調整係数の変更を考慮すること。この場合において、適格資本の額の参考事項として掲記している経済価値バランスシートにおける総資産、保険負債の額（MOCEを除く）、現在推計を超えるマージン（MOCE）の額、非保険負債の額及び純資産の額並びに所要資本の額の内訳として掲記している生命保険リスクの額及び市場リスクの額については、原則手法適用会社について計算した額を記載することとし、「純資産の額」の項と「所要資本の額」の項の間に「控除合算手法適用子会社の適格資本への寄与分の額」の項を、「

、「市場リスクの額」の項の下に「控除合算手法適用子会社の所要資本への寄与分の額」の項を追加すること。なお、「控除合算手法適用子会社の適格資本への寄与分の額」はソルベンシー・マージン比率告示第百七十九条第二項第一号ロに規定する額を、「控除合算手法適用子会社の所要資本への寄与分の額」は同項第二号ロに規定する額をいう。ただし、損害保険会社及びその子会社等並びに損害保険業を主たる事業とする保険持株会社及びその子会社等にあつては、生命保険リスクの額に重要性が乏しい場合には、「生命保険リスクの額」の項の記載を省略することができる。

(別紙様式第八号)

(第一面)

[表略]

(記載上の注意)

この様式において使用する用語は、特段の定めがない限り、ソルベンシー・マージン比率告示において使用する用語の例によるものとする。

[1・2 略]

3 「基準日の変更」の項には、前事業年度の末日時点から当事業年度の末日時点まで期間が経過したことで生じる、保険負債の割り戻し、保有する資産の期待収益並びにMOCE及び保証とオプションのコストの解放その他の要因による適格資本の変動

市場リスクの額」の項の下に「控除合算手法適用子会社の所要資本への寄与分の額」の項を追加すること。なお、「控除合算手法適用子会社の適格資本への寄与分の額」はソルベンシー・マージン比率告示第百七十九条第二項第一号ロに規定する額を、「控除合算手法適用子会社の所要資本への寄与分の額」は同項第二号ロに規定する額をいう。ただし、損害保険会社及びその子会社等並びに損害保険業を主たる事業とする保険持株会社及びその子会社等にあつては、生命保険リスクの額に重要性が乏しい場合には、「生命保険リスクの額」の項の記載を省略することができる。

(別紙様式第八号)

(第一面)

[同左]

(記載上の注意)

この様式において使用する用語は、特段の定めがない限り、ソルベンシー・マージン比率告示において使用する用語の例によるものとする。

[1・2 同左]

3 「基準日の変更」の項には、前事業年度の末日時点から当事業年度の末日時点まで期間が経過したことで生じる、保険負債の割り戻し、保有する資産の期待収益並びにMOCE及び保証とオプションのコストの開放その他の要因による適格資本の変動

額を記載すること。

[4～17 略]

(第二面)

[略]

額を記載すること。

[4～17 同左]

(第二面)

[同左]

備考 表中の [ ] の記載は注記である。

## 附 則

### (適用時期)

1 この告示は、令和八年三月三十一日から適用する。

### (経過措置)

2 この告示による改正後の保険業法施行規則第五十九条の二第一項第五号二等の規定に基づき保険業法第百三十条各号に掲げる額に係る細目その他の保険会社の保険金等の支払能力の充実の状況を理解する上で参考となるべき事項等について金融庁長官が別に定める件（以下この項において「新告示」という。）別紙様式第四号から別紙様式第四号の四までは、令和九年四月一日以後に開始する事業年度に係る書類について適用し、同日前に開始する事業年度に係る書類については、なお従前の例による。ただし、令和七年四月一日以後に開始する事業年度に係る書類については、新告示の規定を適用することができる。